第２回　安来市農業委員会総会議事録

令和８年８月２１日（金）　安来市伯太庁舎２０１会議室

１．出席委員

１番　池田　佳奈君	２番　伊輪　信宏君	３番　二岡　敦彦君	４番　西村　和代君
５番　細田　幸宏君	６番　岩﨑　金己君	７番　添田　俊之君	８番　新田　　徹君
９番　横山　芳明君	１０番　永塚　知芳君	１１番　足立　仁行君	１２番　北中　宏一君
１３番　木戸　芳己君	１４番　仲佐　久子君	１５番　北川　正幸君	１６番　新田　里恵君
１７番　渡邊　克実君	１８番　吉村　　正君	１９番　渡辺　和則君	

２．欠席委員　　なし

３．出席者

安来市農業委員会事務局

事務局長　光嶋　宏政君　　主幹　加藤　靖弘君　　主任　越野　綾香君　　主任主事　遠藤　斗弥君

４．議事案件

日程第　１		議事録署名委員の指名
日程第　２	議第２号	安来市農業委員会会議規則の改正について
日程第　３	議第３号	安来市農業委員会専決規程の制定について
日程第　４	議第４号	安来市農業委員会規程の改正について
日程第　５	議第５号	農地法第３条の規定による権利移動の許可について
日程第　６	議第６号	農地法第５条の規定による農地転用の許可について
日程第　７	報第１号	安来市農業委員会専決規程による専決処分について

５．　議事

〇午前１４時１３分　開会

議長：吉村　正君

それでは、定足数に達しましたので、これより第２回安来市農業委員会　総会を開会します。

〇日程第１

議長：吉村　正君

日程第１　本総会の議事録署名委員に、３番　二岡委員、４番　西村委員　を指名します。

〇日程第２

議長：吉村　正君

日程第２　議第２号　安来市農業委員会会議規則の改正について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君

議第２号についてご説明します。議案の２ページをご覧ください。別紙のとおり安来市農業委員会会議規則の改正について審議を求めるものです。改正の内容については本日配布させていただいた別冊資料の２ページから８ページに載せておりますので、あわせてご覧ください。この規則改正につきましては、農業委員の改選に当たって、現行法令等と照らし合わせ、見直しを行うとともに、現在行っている運用と合わせ一部を改正するものです。

４ページから６ページの新旧対照表をご覧ください。まず規則全体を通して、農業委員会等に関する法

律と同様に「会議」を「総会」に改めます。あわせて、第１条第２項については、削除します。第２条は、農業委員会等に関する法律第２７条第１項および第２項において定められている内容と重複するため削除します。第３条は、第１項「委員会の事務所に公示しなければならない。」を「安来市公告式規則第２条第２項」と合わせ「市のウェブサイトに設置した掲示場への掲示その他農業委員会が必要と認める方法により公示しなければならない。」に改めます。第５条は農業委員会等に関する法律第２７条第３項において定められている内容と重複するため削除します。第７条は、「あらかじめくじで定める。」を「委員会の成立した最初の総会において、議長が定める。」に改めます。第１０条は農業委員会等に関する法律第３１条において定められている内容と重複するため削除します。第１１条は農業委員会等に関する法律第３０条において定められている内容と重複するため削除します。第１３条は、第３項「指名して承認を得るものとする。」を「指名する。」に改めます。第１４条は農業委員会等に関する法律第３２条において定められている内容と重複するため削除します。また、部分的に削除することによって生じる全体的な条文番号のずれと、本文中の引用条文番号と実際の番号が一致しなくなる部分は整理します。なお、議決を受けますと、安来市法令審査会による審査を受けた後に施行となります。この審査において内容の変更はありませんが、文言や言い回しなど軽微な変更があった場合には、後日お知らせいたします。施行日は令和８年８月１日からとなります。以上です。

議長：吉村　正君

新旧対照表ということでご覧いただきました。普段目にしづらい条項の改正でございますけれども、事務局の説明のとおりで、重複する点や削除による番号等の修正、現状に合わせるような改正ということです。説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：吉村　正君

質疑がないようですので採決いたします。この案件について提出原案のとおり改正することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：吉村　正君

全員賛成ですので、安来市農業委員会会議規則は、提出原案のとおり改正することで決定されました。

○日程第３

議長：吉村　正君

日程第３　議第３号　安来市農業委員会専決規程の制定について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君

議第３号についてご説明します。議案の３ページをご覧ください。別紙のとおり安来市農業委員会専決規程の制定について審議を求めるものです。制定の内容については本日配布させていただいた別冊資料の９ページから１３ページに載せておりますので、あわせてご覧ください。この制定につきましては、安来市農業委員会の権限に属する事務の円滑な執行を図るため、農業委員会会長及び事務局長の専決事項を定めることを目的として制定するものです。

１２ページから１３ページの安来市農業委員会専決規程（案）をご覧ください。第１条においては、先ほど述べたこの規定の趣旨を定めます。第２条においては、会長及び局長のそれぞれの専決事項を別表第１として定めます。安来市では事例がないものも含まれておりますが、現在慣例として事前に決裁し、総会において報告を行っている「相続等の権利移動の届出」や「市街化区域農地の転用の届出」などの事項

をここで新たに規定し、明確化することで、根拠を持たせるものであります。第３条においては、２条で専決事項と定めた事項であっても、専決することができない（1）から（3）までの制限事項を定めます。第４条においては、総会における報告について定めます。第２条と同様にこれまで行っている総会での報告に根拠を持たせるものであります。なお、議決を受けますと、安来市法令審査会による審査を受けた後に施行となります。この審査において内容の変更はありませんが、文言や言い回しなど軽微な変更があった場合には、後日お知らせいたします。施行日は令和８年８月１日からとなります。以上です。

議長：吉村　正君

専決規定ということで、今、制定されていないものですけれども、できるだけ会議等で効率よく、あるいは整備がしやすくということでひな形に則ってここで今提案をさせて貰っております。専決事項等について各会長なり、局長なりありますけども、まだ安来市農業委員会では取り扱っていないような、審議していないような案件もございます。整理しながら今回まとめられたということで、今それぞれの専決事項がありますけども、概要だけ、どういう内容が専決事項に該当するかということを補足で説明をお願いします。

事務局主幹：加藤　靖弘君

別表第１の専決事項の表をご覧ください。１０ページの下段の会長の専決事項の方から、かいつまんでになりますけれどもご説明をさせていただきます。

１番は土地改良法で定める土地改良事業に参加する資格について、農業委員会への申出に対する承認、認定を会長で専決ができるようにするものです。

２番は３条の２第２項の規定による許可指令の取消し、それから許可申請書の取下げについてです。一旦、許可指令書を出したけれども取り消す、あるいは許可申請書を出したけれども取り下げるということについては、会長の方で専決ができるようにするというものでございます。

３番は農地法第４３条で定める農作物栽培高度化施設の設置についての届出の受理に関すること、及び同じく第４４条で定める農作物栽培高度化施設で農作物の栽培が行われていない場合の勧告に関することについて、会長で専決ができるようにするものです。

４番は委任を受けて行う農業者年金に係る事項について会長で専決ができるようにするものです。

５番は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項で定める、地域の農地利用を効率化・高度化するため、農業委員会が農地中間管理機構に対して計画の作成を要請することについて、会長で専決ができるようにするものです。

６番は職員の任免についてです。このことについては農業委員会が行うとされておりますが、４月１日付けの人事異動をその都度総会で審議、議決するのは実務的ではないため会長で専決ができるようにするものです。

７番は賃借料等情報の提供に関することについてです。これまで総会の議題として審議、議決を行っていただいておりましたが、賃借料についてはそれまでの実績であり、決まった数字のものですので会長で専決ができるようにするものです。

８番は非農地判断に関することについてです。現状は農地対策委員会において審議した内容を総会で報告させていただいているところでありますが、今後は農地対策委員会で審議を行った内容を会長が専決し、総会で報告を行うようにするものです。

続きまして、局長の専決事項についてです。１番は農地等に係る証明書の発行に関することというところでございます。これは具体的には、例えば耕作証明ですとか農業従事者証明についてでございます。こういったところについては局長の方の専決で証明書の発行ができるようにするということでございます。

２番は３条の３第１項の規定による届出の受理または不受理の決定と受理通知書の方に関することでございますが、これは主に相続になるんですが、権利取得の届出のことでございます。

３番は法第４条第１項第７号及び第５条第１項第６号の規定による届出の受理、不受理の決定、それから受理通知に関することについてですけども、これは市街化区域内農地の転用の届出のことでございます。

４番は法第４条ただし書及び第５条ただし書に係る許可不要の農地転用に関することでございます。こ

れはいろんな項目がありますけども、例えば２ａ未満の農地の農業用施設の転用ですとか、あとは国や県が行う公共工事に伴う一時転用がこういったところに該当するようになります。そういった転用については局長の方で専決ができるようにするというところでございます。

５番の報酬、費用弁償、給料、旅費その他給与の支払や６番から８番の事務局の職員に関することはこれまで通り変わらないことですが、専決規定を定めるに当たってここのところで位置づけるということでございます。

９番の照会、あるいは通知、回答、報告についてもこれまで通り局長の方で専決をしていくというところでございます。

１０番は農地利用最適化推進委員の改選に関することで、これにつきましても局長の方で専決できるようにするものでございます。

１１番は総会の中で審議を行って、行ったうえでの許可指令書の作成や交付に関することが局長の方の専決でできるようにするということでございます。

１２番は地目の変更登記に関する照会に対する調査結果の報告に関することでございます。これは主に法務局の方から農業委員会に対して照会をされるものに対する回答のことでございますが、局長の方で専決ができるようにするというものでございます。以上です。

議長：吉村　正君

今までも通常に行っておりました総会等で審議をするもの、あるいはある程度もう法律的に決まったものだから報告事項でやりますよというような、そういうものを業務分掌で整備をされたということでございます。あくまでもこの３条のところで制限がありますように、重要であるとか、あるいは異例と認められる事項等、あるいは紛争が生じているというようなこと、疑義がある事項、これらについては専決することができないというような制限を加えながら、今回新たな専決規定を設けて分掌を明確にされたということです。ちょっと堅苦しい表現もあるかもしれませんけども、こういうふうに整備をして規定を設けたいという提案でございます。補足説明を受けましたので、質疑に入ります。質疑のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：吉村　正君

質疑がないようですので採決いたします。この案件について提出原案のとおり制定することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：吉村　正君

全員賛成ですので、安来市農業委員会専決規程は、提出原案のとおり制定することで決定されました。

○日程第４

議長：吉村　正君

日程第４　議第４号　安来市農業委員会規程の改正について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君

議第４号についてご説明します。議案の４ページをご覧ください。別紙のとおり安来市農業委員会規程の改正について審議を求めるものです。改正の内容については本日配布させていただいた別冊資料の１４ページから２３ページに載せておりますので、あわせてご覧ください。この規則改正につきましては、事務の円滑な執行を図るため、現行法令等と照らし合わせ見直しを行うとともに、現在行っている運用と合

わせ、条文を整理することを目的として一部を改正するものです。

１７ページから２１ページの新旧対照表をご覧ください。第２条は、（2）として「職員の任免に関すること。」を加え、もとの（2）を（3）に改めます。第３条は、別で専決規定が定められたことにあわせ削除し、新たに第３条として「会長の選任」について定めます。第４条は、第３条で新たに定める内容と重複するため削除します。第７条については、職員について規定されておりますが、文言整理し第６条として改めます。第１０条の事務分掌については、現在の事務局の業務と大きく乖離するため削除し、新たに第９条として現在の事務局の業務を事務分掌として追加します。第１１条は別で専決規定が定められたことにあわせ削除します。第１３条は令和８年４月１日付けで安来市農業委員会協力員設置要綱を廃止し、協力員制度がなくなったため削除します。第１４条は身分証について様式を定めているところですが、国からの通知「農地法関係事務処理要領」において様式を定められており、内容が重複するため削除します。また、部分的に削除または追加することによって生じる全体的な条文番号のずれと、本文中の引用条文番号と実際の番号が一致しなくなる部分は整理します。なお、議決を受けますと施行日は令和８年８月１日からとなります。以上です。

議長：吉村　正君

先ほどの専決規定等との重複、あるいはその他に定められるものとの重複等を整理したという今回の提案でございます。説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：吉村　正君

質疑がないようですので採決いたします。この案件について提出原案のとおり改正することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：吉村　正君

全員賛成ですので、安来市農業委員会規程は、提出原案のとおり改正することで決定されました。

○日程第５

議長：吉村　正君

日程第５　議第５号　農地法第３条の規定による権利移動の許可について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君

議第５号についてご説明いたします。５ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第１条の規定により申請がありましたので審議を求めるものです。６ページから７ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第３条の権利移動の許可申請は４件で、所有権移転が４件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

１番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩３分。農機具はトラクター１台、ハーベスター１台、田植機１台、バインダー１台、管理機１台、ポンプ１台を所有しています。労働力は、本人と妻、子と子の妻の４名です。この農地の対価は、■■です。

２番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約３００m。農機具はトラクター１台、コンバイン１台、田植機１台、耕耘機１台、バインダー１台を所有しています。労働力は、本人と子の２名です。この農地の対価は、■■です。

３番は、農業拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は車で５分。農機具はトラクター１台、畝立て機１台、軽トラック１台を所有しています。労働力は、本人と夫の２名です。この農地の対価は、■■です。

４番は、新規就農による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩で約２分。農機具は管理機１台、刈り払い機２台を所有しています。労働力は、本人と母の２名です。この農地の対価は、■■です。以上です。

議長：吉村　正君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。１番と４番の案件について、１９番　渡辺和則委員　お願いします。

１９番：渡辺　和則君

１９番　渡辺です。それでは３条の１番の案件につきまして説明をさせていただきます。譲渡人は現在、高齢であり、家族もおられなくなり一人でございまして、そのため施設の方に入られております。譲受人の方が以前より耕作をしてあげていらっしゃいました。この度、所有権を移転して譲受人の方が取得して耕作をするという話し合いができまして、この申請が出されたものでございます。譲受人につきましては、今まで通りに耕作をされるということでありますので、近隣の農地に影響を与えることはないと思っておりますので、委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

それから４番の案件でございますが、この譲渡人の方は米子市の方にお住まいでございますが、広瀬の元の住まいの近くに譲受人の住居がございまして、この方は若いですけども、新規就農ということで大変意欲的に耕作をしたいという気持ちがございます。今、母親と２人で暮らしておられるところですけども、この農地を譲り受け、サツマイモ、モモ、カキ、そして野菜そういったものを作りたいと意欲的に考えておられます。管理機を購入したり、草刈り機を購入したりしており、この近隣の農地に影響を与えるようなことはないと思っておりますので、委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長：吉村　正君

２番の案件について、１２番　北中委員　お願いします。

１２番：北中　宏一君

１２番　北中です。２番案件の説明をいたします。譲渡人は県外在住で、以前より譲受人が耕作をしておりました。この度、譲受人に農地をすべて譲ることになり、農地は元々譲受人が耕作していたので、近隣の農地に影響を与えることはないと思われます。委員の皆さんの審議をよろしくお願いします。

議長：吉村　正君

３番の案件について、１７番　渡邊克実委員　お願いします。

１７番：渡邊　克実君

１７番　渡邊でございます。３番案件についてご説明いたします。譲受人は以前よりこの申請地を借りて、イチゴ苗栽培等に利用されておりました。この度、所有権移転の運びとなったということでございます。従いまして周辺農地等への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長：吉村　正君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：吉村　正君

質疑がないようですので一括して採決します。これらの案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：吉村　正君

全員賛成ですので、１番から４番の案件について、許可することで決定しました。

○日程第６

議長：吉村　正君

日程第６　議第６号　農地法第５条の規定による農地転用の許可について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君

議第６号についてご説明いたします。８ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第５条第３項において準用する農地法第４条第２項の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。９ページに案件の内容、１０ページから１１ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第５条の農地転用の許可申請は、２件です。

１番は、農地の区分は農用地区域内農地で３年間の一時転用です。転用の目的は「木材土場」で、権利の種類は使用貸借権の設定です。転用事業者は、主に造園・土木業、林業、農業を営む法人ですが、この度東比田地内で山林の伐採を行うにあたり、伐採木の集積や搬出土場として利用できる適地を検討しておられました。本申請地は伐採する山林に隣接しているため作業効率が良く、また大型重機による作業スペースや１０ｔ車両での運搬スペース等を含めて、必要な面積が確保できるため事業実施には適地であると判断され選定されたところであります。これは農地法施行令第１１条第１項第１号「農用地区域内農地の一時転用」に該当するため、立地基準については満たしていると考えます。なお、この事業に必要な資力については申請書に添付された預金通帳の写しで確認をしています。その他一般基準に係る周辺農地への影響等につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

２番は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、農地の区分は第２種農地と判断しております。転用の目的は「農家住宅」で、権利の種類は使用貸借権の設定です。転用事業者は現在下坂田町地内のアパートで子２人を含め、４人で生活を営んでおりますが、転用事業者の実家は切川町地内で農地を保有し農業を営む農家で、実家と連携して農業を行うものであります。この度、さらに効率的に農業経営を行うため、実家及び保有農地の近隣で、農作業スペース、資材置場等を含めた農家住宅の建築を計画をされました。まずは実家の既存敷地での事業実施を検討しましたが、必要面積を確保することができず、適地を検討しておられました。近隣の宅地や雑種地等の農地以外の土地は土地所有者の同意が得られず断念され、また第３種農地については、接道していない上、面積が不十分で本事業に適した土地は見つかりませんでした。そこでやむを得ず、前面道路の幅員が十分で、計画面積を確保できる本申請地を農地転用するものであります。これは「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」ため農地法第５条第２項第２号には該当しません。よって、立地基準については満たしていると考えます。なお、この事業に必要な資力については申請書に添付された融資証明の写しで確認をしています。その他一般基準に係る周辺農地への影響等につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。以上です。

議長：吉村　正君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。１番の案件について、９番　横山委員お願いします。

９番：横山　芳明君
【位置図により場所説明】

議長：吉村　正君
２番の案件について、３番　二岡委員　お願いします。

３番　二岡　敦彦君
【位置図により場所説明】

議長：吉村　正君
次に、現地調査報告を　１班　６番　岩﨑委員　お願いします。

６番：岩﨑　金己君
この度、調査班といたしまして８月２０日に申請地への現地調査を行いました。調査班といたしましては１班でございまして、委員といたしまして池田委員、細田委員、永塚委員、木戸委員、北川委員、私、岩﨑と事務局から越野主任、遠藤主任主事の計８名にて行いました。その結果を報告させていただきますとともに、各委員の審議をよろしくお願いいたします。
１番案件につきましては、山林伐採木の集積、木材等の置き場として利用されます。山林は申請地の上方に全面隣接しているために重機の作業スペース、１０ｔ車両での木材運搬を計画し、また、積込用重機のスペースを含めると申請面積が必要と計画されました。雨水については東側の用水路に排出されます。土地造成は行わずに現状にて作業を行うために土砂流出等の被害は生じないと思われます。よって、許可妥当と判断し、今後の審議よろしくお願いいたします。
続いて２番案件につきまして報告させていただきます。２番案件の申請は農家住宅の建築でございます。申請者は実家の保有する土地を貸借し住宅を建設されます。夫婦、子２人の４人家族であり、実家の保有する農地は申請地域内にすべてあり、一体的に農業を行うには最も効率的な立地であるという理由から計画されました。雨水対策といたしましては、住宅部分にて雨樋、配水管による南側側溝への排水といたします。その他につきましては敷地内浸透とさせます。汚水については敷地内に合併浄化槽を設置し、浄化した上で南側側溝に排出されます。造成等につきましては現在の敷地より２０ｃｍかさ上げされ、北側隣接農地との境界部分には勾配を設け、法面保護を実施し土砂の流出を防止されます。西側隣接の境界部分にはコンクリートブロックで土留めされ、土砂、雨水の流出を防止されます。土地家屋調査士等の立会のもと隣接農地との境界確認も実施済みでございます。よって許可妥当と判断いたしました。以上です。審議の方よろしくお願いいたします。

議長：吉村　正君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：吉村　正君
１番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：吉村　正君
質疑がないようですので採決いたします。１番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：吉村　正君

全員賛成ですので、１番の案件については許可することで決定されました。続きまして、２番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：吉村　正君

質疑がないようですので採決いたします。２番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：吉村　正君

全員賛成ですので、２番の案件については許可することで決定されました。

○日程第７

議長：吉村　正君

日程第７　報第１号　安来市農業委員会専決規程による専決処分について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君

報第１号についてご説明します。１２ページをご覧ください。安来市農業委員会専決規程第４条の規定により別紙のとおり報告するものです。

まず農地法第３条の３の規定による権利取得の届出の受理についてです。１３ページから２０ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出は１０件で、相続が１０件です。

次に農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知についてです。２１ページから２５ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第１８条の規定による解約については、６件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約６件です。

次に農地法第５条第１項第１号に該当する公共工事に伴う許可不要の農地一時転用の届出についてです。２６ページをご覧ください。件数は一時転用１件です。これは、許可不要に該当する島根県が行う公共事業によるもので、事業名等は転用理由の欄に記載しておりますので、ご覧ください。以上です。

議長：吉村　正君

少し前に専決処分についてご審議いただきましたけれども、これに則って、従来ですと１案件ごとにそれぞれ報告をということで資料等も準備していたものが、一括して専決処分の案件ということで報告をするようになります。この案件については、報告事項ですので以上とします。

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第２回安来市農業委員会　総会を閉会します。

○午前１５時００分　閉会